「事案 18-5]解約・新契約無効確認請求

- ・ 平成 18 年 7 月 24 日 裁定申立受理
- ・ 平成 19年7月31日 裁定終了

<事案の概要>

契約者である申立人の妻が、契約者の知らないところで従前に契約していた契約を解約し、現在の契約を締結したため、これらの手続きは無効であると主張し、従前の契約に戻して欲しいとして申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成9年11月に、定期保険特約付終身保険(以下「前契約」という)の解約と、終身保険(以下「現契約」という)の契約がなされたが、前契約の解約請求書と現契約の契約申込書及び告知書の署名は、契約者のあずかり知らないところで妻がしたものである。また、これにより保険料が増額したにもかかわらず、定期保険特約が消滅し保障額が大幅に減額し、著しく不利益な契約内容となった。

従って、現契約は無効であり、現在も前契約が有効に存続していること(前契約の復旧)を求める。

<保険会社の主張>

以下により、本件手続きは有効な手続きであったと考え、申立人の申出には応じられない。

- (1) 前契約の解約について
 - ・解約手続は本人確認のため保険証券の提出を要するが、本件手続きでは保険証券 が提出されている。
 - ・解約請求書の筆跡ならびに印影が、同契約の契約申込書上の筆跡ならびに印影と 一致している。
 - ・解約返戻金の支払先口座は契約者本人名義の口座であり、手続き後に送付する計算書についても契約者住所に送付している。
- (2) 現契約の契約申込手続きについて
 - ・契約者と勤務先で面談ができず、また、自宅に訪問しても契約者が帰宅していないことから、契約者の妻に内容を説明した上で提案資料を手交した。また、後日、同妻から「主人と相談した」との回答を得た。
 - ・申込書を契約者自身が記入するよう同妻に依頼して渡し、後日、同妻から回収し た。
 - ・告知については、募集者が申立人の勤務先を訪問し、健康管理証明書にて証明い ただいた。
 - ・筆跡は、前契約の解約請求書やその他の書類と類似し、印影は前契約の申込書・ 解約請求書および印鑑証明書と一致している。
 - ・保険料は、契約者の毎月の給与からの引き去りにより7年間の長期にわたり支払 われており、現契約への加入を一切知らないとは考えにくく、また、契約成立後 の保険証券は契約者の住所に送付されている。
 - ・毎年の契約応当日には、契約内容のお知らせを郵送にて通知している。

- ・仮に契約申込書の記入が上記妻によりなされたとしても、夫婦間の代署、代理行 為であり、有効な手続きである。
- ・保障内容は、一生涯保障が確約されている終身保険部分が 100 万円増額し、入院 関係特約の保障内容も充実し、被保険者の年齢にふさわしい内容になっており、 不利益を与えることはなかった。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立書、答弁書等書面にもとづく審理を進めるとともに、申立人から事情聴取を行い審理した結果、申立人が求めるとおりに前契約の解約を無効とし、現契約を取り消して現在も前契約が有効に存続しているとした場合(前契約の復旧を認めた場合)について試算したところ、申立人には現状より次のような2つの経済的不利益な結果が生じることが判明した。そのため、審査会の性格上、申立人に現状より不利益が生じるような裁定を下すことはできないとの判断のもと、裁定書をもってその理由を明らかにし、裁定手続きを終了した。

- (1)追加保険料等の支払いが発生する。試算の結果、現契約を取り消すことにより、 保険会社から申立人に対しては3,137,176円の保険料等の返還義務が生じるが、 他方、前契約を復旧させることにより、申立人から保険会社に対しては3,256,406 円の保険料等の支払義務が生じるため、その差額である119,230円が、申立人から相手方会社に対する支払義務として残ることとなる。
- (2) 保障額が減額される。つまり、現時点では、前契約も現契約もともに保険料は払込 完了となっているので、今後の終身保険金額は、現契約が 500 万円であるのに対 し、前契約では 400 万円となる。(前契約の定期保険特約は平成 17 年 6 月に期間 満了により終了している。)